

令和1年10月1日より適用

地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと 料金表

要介護	負担段階	基本 料金①	日常生活継続 支援加算②注1	日 額				月 額		介護職員処遇 改善加算Ⅰ⑥ (31日)注 2	特定処遇改善 加算Ⅰ⑦注2	地域区分 7級地 (31日)注 2	31日の合計	2割負担	3割負担
				夜勤職員 配置加算Ⅱイ③ 注3	看護体制 加算Ⅰイ④	食 費	居住費	口腔衛生管理体制 加算⑤	貴重品管理 料						
1	第1段階	¥646				¥300	¥820	¥30	¥3,000	¥1,932	¥629	¥362	¥63,923	169,672	195,875
	第2段階					¥390	¥820						¥66,713		
	第3段階					¥650	¥1,310						¥89,963		
	第4段階					¥1,680	¥2,006						¥143,469		
2	第1段階	¥714				¥300	¥820	¥30	¥3,000	¥2,107	¥685	¥390	¥66,295	174,415	202,990
	第2段階					¥390	¥820						¥69,085		
	第3段階					¥650	¥1,310						¥92,335		
	第4段階					¥1,680	¥2,006						¥145,841		
3	第1段階	¥787	¥46	¥46	¥12	¥300	¥820	¥30	¥3,000	¥2,295	¥747	¥431	¥68,843	179,512	210,635
	第2段階					¥390	¥820						¥71,633		
	第3段階					¥650	¥1,310						¥94,883		
	第4段階					¥1,680	¥2,006						¥148,389		
4	第1段階	¥857				¥300	¥820	¥30	¥3,000	¥2,475	¥805	¥464	¥71,285	184,395	217,960
	第2段階					¥390	¥820						¥74,075		
	第3段階					¥650	¥1,310						¥97,325		
	第4段階					¥1,680	¥2,006						¥150,831		
5	第1段階	¥925				¥300	¥820	¥30	¥3,000	¥2,650	¥862	¥497	¥73,658	189,141	225,078
	第2段階					¥390	¥820						¥76,448		
	第3段階					¥650	¥1,310						¥99,698		
	第4段階					¥1,680	¥2,006						¥153,204		

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり老齢福祉年金受給者

は、介護保険適用外

第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。

第3段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上の方。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。

第4段階対象者：世帯及び本人（配偶者含む）が市町村民税を課税されている方

※入居者が非課税であっても①配偶者が課税されている場合、②本人（夫婦）の資産（金融資産）が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円を保有している場合には居住費、食費の負担軽減の対象外となります。

介護保険負担割合証により自己負担額は1割負担または2割、3割負担となります。

注1 日常生活継続支援加算を算定しない時には、サービス提供体制加算Ⅰイ（18円/日）が算定されます。

日常生活継続支援加算とサービス提供体制加算Ⅰは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方が算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地及びの金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数+⑤}×83/1000】で算定されます。

特定処遇改善加算Ⅰ⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数+⑤}×27/1000】で算定されます。

地域区分7級地は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥+⑦}×14/1000】で算定されます。

注3 登録喫煙吸引等事業者として県へ登録した場合には、夜勤職員配置加算Ⅳイ（61円/日）が算定されます。

夜勤職員配置加算Ⅱイと夜勤職員配置加算Ⅳイは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方で算定されます。

※その他の加算

初期加算・・・入居された日から30日以内の期間について30円/日。30日を超える入院後、退院され施設に戻られた場合も同様に30円/日。

看取り介護加算・・・施設で看取りを行った場合には、死亡日以前4～30日までは144円、前日・前々日は680円、当日には1,280円となります。

（但し、死亡前30日を限度として死亡月に加算されます）

口腔衛生管理加算・・・個別に、月2回以上の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合には、90円/月

療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、1回6円（3食18円/日）

* 1ヶ月の利用料は、日割りの為、月によって変動があります。

* 医療費・薬代は実費。

* 個人で居室等で使用される電化製品利用管理料（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い物は要相談）。

* 散髪代は、2000円/回（実施は2か月に1回）

* おむつ代は上記利用料に含まれております。